

新たな認定看護師制度 制度設計

第1 制度全体に関する事項

1 制度の目的

特定の看護分野において、熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目的とする。

2 認定看護分野の定義及び基準

(1) 定義

認定看護分野とは、保健、医療及び福祉の現場において、熟練した看護技術及び知識を必要とする看護分野として、制度委員会の議を経て理事会が定めたものをいう。

(2) 基準

- ①独自の看護知識及び技術を必要とすること
- ②看護実践経験の積み重ねのみでは修得しがたい、高い臨床推論力と病態判断力に基づく特定の知識及び技術を必要とすること
- ③なお、①及び②の知識及び技術については、他の看護分野との重なりがあったとしても、認定看護分野として認めることができるものとする。

3 認定看護師の定義

認定看護師とは、本会認定看護師認定審査に合格し、ある特定の認定看護分野において、熟練した看護技術と知識を有するとして、本会の認定を受けた者をいう。

4 認定看護師の役割

- ①特定の看護分野において、個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する。
(実践)
- ②特定の看護分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行う。(指導)
- ③特定の看護分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行う。(相談)

第2 運用体制に関する事項

1 委員会の種類及び役割

- ①委員会は「制度委員会」のみとする。
- ②制度委員会は、会長の諮問機関として「制度における課題等の検討」のみを行い、検討結果を会長に答申する。

2 審査等の実施及び合否の決定

- ①有識者により構成された合議機関を設置し、審査等の実施及び合否を決定する。
なお、当該合議機関は、本会における委員会には位置付けない。
- ②合議機関は、教育機関と個人に分けて設置する。
- ③合議機関は、ワーキンググループを設置することができるものとする。
- ④合議機関及びそのワーキンググループのメンバーの氏名については、在任中は非公開とする。

第3 教育機関に関する事項

1 手続に関する流れ

(1) 認定審査の場合

申請→審査（審査料）→認定→名簿への登録・公表→認定証（認定料）

(2) 認定確認の場合

認定確認の申請（申請料）→認定確認

(3) 認定更新審査の場合

認定更新の申請→審査（審査料）→認定更新→名簿の更新→認定証（認定料）

2 審査項目

- ①教育理念及び教育目的等に関する事項
- ②カリキュラム等に関する事項
- ③入学要件及び修了要件等に関する事項
- ④教員の資格及び配置等に関する事項
- ⑤入試委員会及び教員会など協議機関に関する事項
- ⑥教育及び実習施設など学習環境に関する事項
- ⑦特定行為研修指定研修機関等に関する事項
- ⑧収支等に関する事項

3 審査料など料金の設定

理事会において決定する。

4 認定確認

認定看護師教育機関は、教育課程開講の翌年度に、認定審査における要件等を充足していることについて、本会の確認を受けなければならない。

5 申請書及び添付書類

申請書及び添付書類に関する事項は、会長が決定する。

6 資格の有効期間

教育機関における資格の有効期間は、合議機関が認定（又は認定更新）した日から

7年目の日が属する年度の年度末までとする。

7 更新審査

更新審査については、認定確認における手続を準用する。

8 認定取消し

教育機関の認定取消しについては合議機関が行うものとし、裁量の有無に応じて次のとおり整理する。

(1) 裁量がない場合（絶対的取消事項）

①認定看護師教育機関から認定の取消しに関する申請があったとき。

(2) 裁量がある場合（裁量的取消事項）

①偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

②認定要件のいずれかを満たさなくなったとき。

③認定確認をしていないとき。

④一定期間開講していないとき。

9 資格の喪失

①認定更新をすることなく資格の有効期間が満了したとき

第4 個人に関する事項

1 手続に関する流れ

(1) 認定審査の場合

申請→審査（審査料）→認定（認定料）→名簿への登録・公表→認定証

(2) 認定更新審査の場合

認定更新の申請→審査（審査料）→認定更新（認定料）→名簿の更新→認定証

2 受験要件

①日本国の看護師免許を有すること。

②看護師免許を取得後、通算5年以上の実務研修をしていること。

③前号の研修について、所定の基準を満たした特定の認定看護分野における研修が3年以上含まれていること。当該基準は、制度委員会の答申を経て会長が定めるものとする。

④認定看護師教育課程を修了していること。

3 料金の設定

理事会において決定する。

4 申請書及び添付書類

申請書及び添付書類に関する事項は、会長が決定する。

5 資格の有効期間

個人資格の有効期間は、合議機関が認定（又は認定更新）した日から5年目の日が属する年の年末までとする。

6 認定更新の要件

- ①申請時において、認定看護師であること
- ②原則として過去5年間において、次に掲げるすべての事項に該当する場合
 - イ 看護実践時間が2,000時間以上に達していること
 - ロ 実践活動等の実績及び学会等への参加や発表の実績が合わせて50点以上であること

7 認定取消し

個人の認定取消しについては、教育機関における場合と同様に合議機関が行うものとし、裁量の有無に応じて整理する。

(1) 裁量がない場合（絶対的取消事項）

- ①認定看護師から認定の取消しに関する申請があったとき

(2) 裁量がある場合（裁量的取消事項）

- ①認定看護師としてふさわしくない行為があったとき

8 資格の喪失

- ①死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- ②日本国の看護師免許を失ったとき
- ③認定更新をすることなく資格の有効期間が満了したとき

第5 その他

1 制度の見直し

医療ニーズに適切に対応するため、原則として5年ごとに制度の見直しを行う。

第6 新たな制度における教育と認定の開始、並びに、現行の認定看護師教育機関及び認定看護師に対する経過措置及び移行措置（p.7 図参照）

1 教育機関

(1) 新たな制度の開始

- ①認定審査は、2019年度から開始する。
- ②認定看護師教育は、2020年度から開始する。

(2) 経過措置

改定後においても経過期間を設定し、現行の教育及び審査等を継続して実施する。

- ①現行の教育は、2026年度まで実施する。
- ②認定審査は、2019年度まで実施する。

- ③ 2022年度以降の更新審査においては、更新後の有効期限は2026年度までとする。

(3) 移行措置

新たな制度においても、教育機関における教育基盤は現行制度と同一の部分が多いことから、現行の教育機関に対しては、これまでの認定教育における実績を考慮することができる。そこで、現行の教育機関が同一分野又は現行分野が含まれる統合分野へ移行する場合には、新たに審査をやり直すのではなく、簡便な方法で審査を実施する。

2 個人

(1) 新たな制度の開始

- ① 認定審査は、2021年度から開始する。
② 特定行為研修を修了した現行の認定看護師が、改定後の新たな認定看護師へ移行する手続は、2021年度から開始する。

(2) 経過措置

制度の改定後においても経過期間を設定し、現行の審査等を継続して実施する。

- ① 認定審査は、2029年度まで実施する。

理由：現行の教育が2026年度に終了することから、最後に教育を受けた者が3回受験することができるだけの期間を確保する。

(3) 更新審査及び再認定審査

- ① 現行制度における更新審査及び再認定審査は、永続的に実施する。
② 新たな制度における再認定審査は、実施しないものとする。

(4) 移行措置

現行の認定看護師については、所定の特定行為研修を修了することにより、新たな認定看護師へ移行できるものとする。

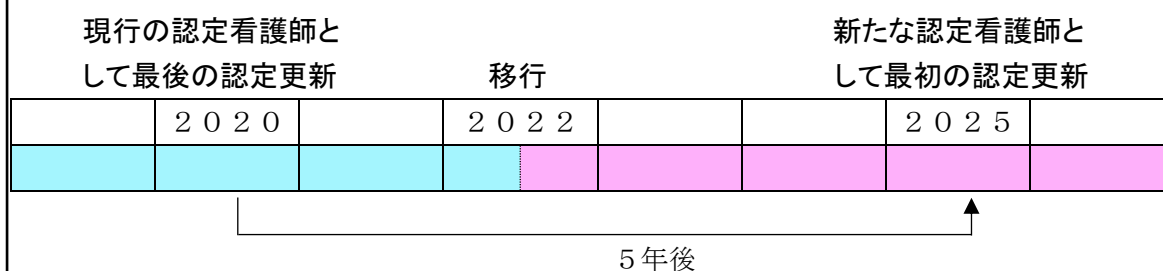
- ① 特定行為研修の履修は、いずれの特定行為研修指定研修機関でも可能とする。
また、履修すべき特定行為区分はいずれの区分でも良いものとする。ただし、「栄養及び水分管理にかかる薬剤投与の管理」は、すべての認定看護師の実践で活用できるものとするため、本会としては当該区分の履修を推奨する。
② 特定行為研修を修了した現行の認定看護師については、一定の事務手続（変更届の提出、名簿の登録等）を経た上で、新たな認定看護師へ移行できるものとする。
③ 移行に伴う事務手続においては、証明書作成及び送料等に関する実費のみを徴収する。手続きを終了した者への送付物の詳細については今後検討する。
④ 特定行為研修を修了し新たな認定看護師となった場合において、最初の認定更

新をしなければならない時期を計算するにあたっては、現行の認定看護師として最後に更新した日を起算日とする（参考1）。認定看護師としての質を担保するため、認定更新の間隔は5年を維持する。

- ⑤現行の認定看護師として最後に更新した日から新たな認定看護師へ移行した日までの実績については、新たに認定看護師へ移行した後の最初の認定更新において実績として反映させる（参考2）。
- ⑥新たな認定看護師へ移行しない場合には、更新審査等必要な審査を受け合格することで現行資格を継続することを可能とする。

【参考1】

2020年に現行の認定看護師として認定更新をしたAは、2022年に新たな認定看護師に移行した。Aが、新たな認定看護師として行う最初の認定更新は、2020年から5年後の2025年となる。



【参考2】

Aの2025年における認定更新においては、2020年の認定更新後から2022年に移行するまでの現行の認定看護師としての実績も審査の対象とする。

3 資格の名称

資格に関する制度上の名称については、制度の改定前後で変更することはせず、改定後においても「認定看護師」とする。なお、新たな認定看護師には、特定行為研修を修了した認定看護師という意味において、「特定認定看護師」を名乗ることができるものとする。

【図】 新たな認定看護師制度における教育と認定の開始・現行の認定看護師教育機関及び認定看護師に対する経過措置及び移行措置

